



cutting through complexity

新しい基準書等の 適用日に関する リマインダー

March 2015, Issue 2015/04

IN THE HEADLINES

kpmg.com/ifrs



新たに適用される基準書等に備えて

KPMGは、新たに適用される基準書等の要約を四半期ごとに提供している。このIFRS IN THE HEADLINESは、2015年6月30日以降に終了する事業年度及びこれらの事業年度に含まれる期中期間に関するものである。

2015年6月30日を事業年度の末日とする企業は、以下の表に記載されているすべての基準書を含む、新たに発効する基準書の影響を考慮して年次財務諸表を作成することになる。ただし、2015年12月31日を事業年度の末日とし、かつ中間財務諸表を作成する企業は、これらの基準書のうち最後の3つのみを初めて考慮することになる。

いずれの場合であっても、IAS第19号「従業員給付」の改訂について新たに考慮することが求められる。IAS第19号の改訂により、従業員及び第三者からの拠出を伴う特定の確定給付制度に関する会計処理の簡略化が導入されるため、多くの企業が免除規定を歓迎している。また、IFRSの年次改善(2010–2012年サイクル及び2011–2013年サイクル)が新たに発効する。

これらについて、企業は9つの基準書に対する改訂を考慮することが必要となる。

[IN THE HEADLINES 2015/02号「新しい基準書等の適用日に関するリマインダー」](#)に記載されているもの以外に、この四半期に新たな進展はなかった。

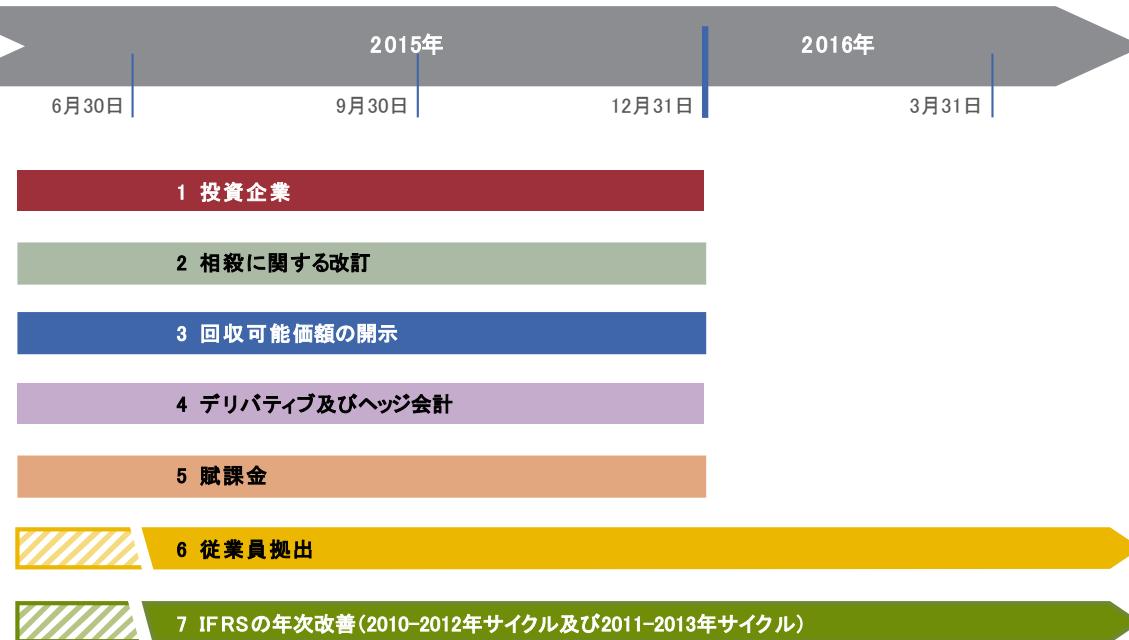
しかし、今後、2018年にはIFRS第9号「金融商品」、2017年にはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」がそれぞれ発効されることで、重大な影響が生じると予想される。会計上の取り扱いの変更とともに、必要な財務情報を準備するためのプロセスを見直すことが要求される可能性がある。したがって、この四半期はこれらの大きな変化に対処するための準備期間とすることが考えられる。

新たに発効する基準書等

2015年6月30日以降に終了する事業年度において考慮すべき基準は、以下のとおりである。

適用日	基準書等	KPMGのガイダンス	凡例
2014年12月31日	「投資企業—IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の改訂」	IFRS最新基準書の初見分析「投資ファンドに関する連結の免除規定」	1
	「金融資産及び金融負債の相殺—IAS第32号の改訂」	Insights into IFRS(7.8章)	2
	「非金融資産の回収可能価額の開示—IAS第36号の改訂」	IFRS Breaking News[#]	3
	「デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続—IAS第39号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2013/13号「デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続(IFRS第39号の改訂)」[#]	4
	IFRIC解釈指針第21号「賦課金」	IFRS IN THE HEADLINES 2013/09号「IFRIC解釈指針第21号『賦課金』」[#]	5
2015年6月30日	「確定給付制度:従業員拠出—IAS第19号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2013/20号「確定給付制度:従業員拠出(IFRS第19号の改訂)」[#]	6
	IFRSの年次改善(2010–2012年サイクル)	IFRS Newsletter: THE BALANCING ITEMS 第6号「『IFRSの年次改善』(2010–2012年及び2011–2013年)及び公開草案『IFRSの年次改善』(2012–2014年)の公表」[#]	7
	IFRSの年次改善(2011–2013年サイクル)	IFRS Newsletter: THE BALANCING ITEMS 第6号「『IFRSの年次改善』(2010–2012年及び2011–2013年)及び公開草案『IFRSの年次改善』(2012–2014年)の公表」[#]	7

年次報告日に基づく新たな基準書等の強制適用日の一覧



この表の利用方法

該当する事業年度の末日を左表の時間軸から選択する。初めて発効する基準書等は、無地の矢印、適用が義務付けられていないが早期適用が認められている基準書等は、縞模様の矢印で示している。

事業年度の末日が2015年6月30日の場合であれば、左表のすべての基準書等が、2014年7月1日から2015年6月30日までの年次財務報告で初めて強制適用される。事業年度の末日が2015年12月31日の場合であれば、従業員拠出に関する改訂とIFRSの年次改善(2010–2012年サイクル及び2011–2013年サイクル)のみが初めて強制適用される。その他の基準書等は、前事業年度の財務諸表すでに強制適用されていたはずである。

適用が義務付けられていないが、
早期適用が認められている基準書等

初めて発効する基準書等

このIFRS IN THE HEADLINESでは、基準書、及びそれらの改訂、基準書の解釈指針を指す用語として「基準書等」という文言を用いている。

基準書等の適用日は、特定の日以降に開始する事業年度という形で定義されているが、このIFRS IN THE HEADLINESでは、企業の事業年度の末日と一致させるため、特定の日以降に終了する事業年度という形で言及している。また、会計期間が12ヶ月であることを前提としている。

早期適用が認められる未発効の基準書等

まだ適用が義務付けられていないが、早期適用が認められる基準書等は、以下のとおりである。

適用日	基準書等	KPMGのガイダンス
2016年12月31日	IFRS第14号「規制繰延勘定」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/1号「IFRS第14号『規制繰延勘定』」*
	「共同支配事業に対する持分の取得－IFRS第11号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/7号「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂)」*
	「減価償却及び償却の許容される方法の明確化－IAS第16号及びIAS第38号の改訂」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/8号「減価償却及び償却の許容される方法の明確化(IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」*
	「農業：果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/12号「農業：果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の改訂)」*

適用日	基準書等	KPMGのガイダンス
2016年12月31日 (続き)	「個別財務諸表における持分法（IAS第27号の改訂）」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/14号「個別財務諸表における持分法（IAS第27号の改訂）」[#]
	「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/17号「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出（IFRS第10号及びIAS第28号の改訂）」[#]
	IFRSの年次改善（2012–2014年サイクル）	IFRS Newsletter: THE BALANCING ITEMS 第7号「『IFRSの年次改善』（2012–2014年）の公表」[#]
	「投資企業：連結の例外規定の適用（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂）」	IFRS Breaking News[#]
	「開示イニシアティブ（IAS第1号の改訂）」	IFRS Breaking News[#]
2017年12月31日	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	IFRS IN THE HEADLINES 2014/9号「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』」[#]
2018年12月31日	IFRS第9号「金融商品」	Insights into IFRS（7A章）、IFRS IN THE HEADLINES 2014/13号「IFRS第9号『金融商品』（最終版）」[#]、IFRS IN THE HEADLINES 2013/19号「ヘッジ会計の一般規定—IFRS第9号の改訂」[#]

（訳者注） #が付された公表物については、日本語訳を作成しておりません。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS IN THE HEADLINESは、KPMGが隨時発行する、IASBの公開草案、新基準、その他の関連情報についてのニュースレターです。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.